

新病院の開設及び運営に関する協定書

武蔵野市（以下「甲」という。）と社会医療法人社団東京巨樹の会（以下「乙」という。）は、乙が医療法人啓仁会より吉祥寺南病院の事業を継承して建設する新病院（以下「本件病院」という。）の開設及び運営に関する具体的な事項について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、本件病院の開設及び運営にあたり、甲及び乙の双方が信頼と協力のもと、これらを円滑に実施するために必要な事項を定めるものである。

（本件病院の開設目的）

第2条 本件病院は、東京都指定二次救急医療機関（東京都が定める休日・全夜間診療事業実施要綱（平成11年3月19日付け10衛医救第1029号）第2条 2 (4)に規定する東京都指定二次救急医療機関をいう。以下同じ。）及び災害拠点連携病院（東京都災害拠点連携病院設置運営要綱（平成25年4月25日付け24福保医救第1415号）第1に規定する病院をいう。以下同じ。）の機能を有するとともに、新型コロナウイルス対策への取組や地域包括ケアシステムの推進・強化への視点を持った地域に根差した持続可能な病院として、また、地域の医療機関と連携し、武蔵野市域全体の地域医療における役割や東京都の地域医療構想の動向等も踏まえた市域の医療拠点の1つとして開設し、安定的かつ安全・安心な医療体制の維持・向上を図ることを目的とする。

（本件病院の開設に向けた支援）

第3条 甲は、前条の目的に沿って乙が本件病院を開設するにあたり、「吉祥寺地域の医療体制の整備に関する支援方針」（令和7年4月策定）に基づく支援を行うものとする。

（医療連携体制）

第4条 本件病院は、武蔵野市医師会及び同会病院部委員会並びに市内医療機関等と緊密に連携し、質の高い医療を提供する市域の医療拠点の1つとしての役割を果たすものとする。

（土地の取扱い）

第5条 甲は、本件病院の整備用地の一部として、吉祥寺南町コミュニティセンターの敷地として活用してきた、甲の所有する次の土地を乙へ貸し付けることとする。

- (1) 所在地（地番） 東京都武蔵野市吉祥寺南町三丁目2546番273、317、318
- (2) 土地面積 計1,447.21㎡
- (3) 地目 宅地

2 前項の土地の取扱いに伴い、乙は、新しい吉祥寺南町コミュニティセンターの建設用地として、乙の所有する次の土地を甲へ貸し付けることとする。

- (1) 所在地（地番） 東京都武蔵野市吉祥寺南町四丁目2360番22、23、34、36、39、65
- (2) 土地面積 計574.66㎡
- (3) 地目 宅地

（事業用定期借地権設定契約の締結）

第6条 前条の規定に基づき、甲及び乙は、前条第1項の土地については甲を貸主、乙を借

主として、前条第2項の土地については乙を貸主、甲を借主として、いずれも借地借家法（平成3年法律第90号）第23条に規定する事業用定期借地権設定契約を締結するものとする。なお、両事業用定期借地権設定契約は、公正証書により行うものとする。

2 前条に規定する両土地（以下「本件両土地」という。）の貸付期間はいずれも30年間とし、契約の更新がないものとする。

3 甲及び乙は、両事業用定期借地権設定契約期間満了の5年前から、双方の事業継続を目的として、契約期間満了後の本件両土地の取扱いについて、協議することとする。

4 本件両土地の貸付料は、甲乙協議のうえで両事業用定期借地権設定契約の公正証書により定めることとする。

（開設時期）

第7条 本件病院の開設時期は、令和11（2029）年度を目標とする。ただし、武蔵野市まちづくり条例（平成20年9月武蔵野市条例第39号。以下「まちづくり条例」という。）の手續や本件病院の建設工期、医療制度の変化等の影響により延期される場合もある。

（病床数）

第8条 乙は、医療法人啓仁会から事業継承する125床の病床を開設時に整備する。

2 乙は、必要に応じて、前項の病床に加え、東京都指定二次救急医療機関及び災害拠点連携病院の機能を有し、地域に根差した持続可能な病院を運営するに足る病床を整備する。

3 甲は、病床の整備に対して最大限の支援を行うものとする。

（診療科目）

第9条 乙は、地域の医療体制や患者の需要、医療技術の発展等の事情を考慮した診療科目の設置に努めるものとする。

（近隣住民等との協議）

第10条 乙は、本件病院の建築及びこれに付随する工事の実施にあたっては、まちづくり条例の手續に基づく近隣関係住民との調整のほか、必要に応じて近隣住民等との協議・調整を行い、近隣住民その他第三者との紛争が生じないように留意しなければならない。

（協定の解除等）

第11条 甲又は乙の一方が、本協定の趣旨に反する違反をし、その違反により本協定の目的を達成することができないと認められるときは、甲又は乙は、相手方に対し文書による催告をしたうえで、本協定を解除することができる。

2 甲又は乙の一方が、本協定の解除又は一部変更を申し出た場合において、甲乙協議のうえで合意したときは、本協定の解除又は一部変更を行うことができる。

3 前2項の規定による本協定の解除又は一部変更を行ったことにより、甲又は乙に損害が生じたときは、第1項の違反をした者その他当該損害の発生について責めを負うべき者において、当該損害を受けた者に対してその損害を賠償するものとする。この場合において、その賠償額は、甲乙協議のうえで定めるものとする。

（有効期間）

第12条 本協定の有効期間は、協定締結の日から第6条第2項に規定する事業用定期借地権設定契約に基づく貸付期間満了日までとする。ただし、前条の規定により本協定が解除さ

れた場合は、解除したその日までとする。

(その他)

第13条 本協定の解釈に疑義が生じた場合、又は本協定に定めのない事項について定める必要が生じたときは、甲乙協議のうえで定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙が署名捺印のうえ、それぞれ1通を保有する。

令和7年11月4日

甲 東京都武蔵野市緑町2丁目2番28号

武蔵野市

市長 小美濃 安弘

乙 東京都品川区東大井6丁目3番22号

社会医療法人社団 東京巨樹の会

理事長 蒲池 健一